

特別養護老人ホームくらしき 利用料金表

(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

別紙1-1

令和8年8月1日

● 第四段階 ・第一段階から第三段階に該当されない方

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担額	529	656	704	772	847	918	987
食費	1,545 (朝401、昼640、夕504)						
居住費	2,066						
日額	4,140	4,267	4,315	4,383	4,458	4,529	4,598

● 第三段階② ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額の合計が年間120万円を超える方

・世帯全体が住民税課税だが、特例減額措置を受けられる方

・預貯金等の資産の状況が、単身:500万円以下、夫婦:1,500万円以下

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担額	529	656	704	772	847	918	987
食費	1日の負担限度額 1,360 (朝401、昼640、夕504)						
居住費	1,470						
日額	3,359	3,486	3,534	3,602	3,677	3,748	3,817

● 第三段階① ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額の合計が年間80万円を超え120万以下の方

・預貯金等の資産の状況が、単身:550万円以下、夫婦:1,550万円以下

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担額	529	656	704	772	847	918	987
食費	1日の負担限度額 1,030 (朝401、昼640、夕504)						
居住費	1,370						
日額	2,929	3,056	3,104	3,172	3,247	3,318	3,387

● 第二段階 ・世帯全体が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額の合計が年間80万円以下の方

・預貯金等の資産の状況が、単身:650万円以下、夫婦:1,650万円以下

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担額	529	656	704	772	847	918	987
食費	1日の負担限度額 600 (朝401、昼640、夕504)						
居住費	880						
日額	2,009	2,136	2,184	2,252	2,327	2,398	2,467

● 第一段階 ・世帯全体が住民税非課税で、生活保護受給者・境界層該当者・老齢福祉年金受給者の方

・預貯金等の資産の状況が、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担額	529	656	704	772	847	918	987
食費	1日の負担限度額 300 (朝401、昼640、夕504)						
居住費	880						
日額	1,709	1,836	1,884	1,952	2,027	2,098	2,167

※その他教養娯楽費、日常生活品費は実費分いただきます。

※趣味・嗜好品、利用者の希望による特別な食事等、利用者の負担が適当と認められる費用は実費をいただきます。

※電気代は1点につき1日53円です。

※理美容代・予防接種代は実費をいただきます。

※オシメ代は基本料に含みます。

各種加算（条件満たす場合に限りです）

別紙1-2

送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184円が利用料金に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者(65歳未満の方)に対して個別に担当者を定め、そのものを中心に当該ご利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120円が利用料金に加算されます。
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない緊急な受入を行った場合、起算日より7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、1日につき90円が利用料金に加算されます。(但し介護予防短期入所生活介護を除く)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤帯に勤務する介護・看護職員を国の基準より1名以上多く配置している場合1日につき18円が利用料金に加算されます。(但し介護予防短期入所生活介護を除く)
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師の配置を1名以上行った場合、1日につき4円が利用料金に加算されます。(但し介護予防短期入所生活介護を除く)
看護体制加算(Ⅱ)	常勤換算法で1以上の看護職員の配置があり、その看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合、1日につき8円が利用料金に加算されます。(但し介護予防短期入所生活介護を除く)
機能訓練指導体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士又は看護職員等を1名以上配置している場合、1日につき12円が利用料金に加算されます。
療養食加算	利用者の病状等に応じて、医師の指示に基づいた療養食を提供した場合、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回8円が利用料金に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合、1日につき6円が利用料金に加算されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合に、1月につき10円が利用料金に加算されます。
口腔連携強化加算	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合、月に1回を限度とし、1回50円が利用料金に加算されます。
看取り連携体制加算	医師が一般に回復の見込みがないと診断した利用者で、常勤の介護士を配置し、看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保しており、看取りに関する指針の設備、職員研修を行い、看取り介護を行った場合においては、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度とし、1日64円が利用料金に加算されます。
長期利用者に対する短期入所生活介護	連続して30日を超えてサービス提供を行った場合、31日以降、1日につき30円が利用料金より減算されます。連続して60日を超えてサービス提供を行った場合、61日以降、1日につき32円が利用料金より減算されます。
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	介護保険料負担総額に対して17.6%に相当する単位数が別途加算されます。

※上記表の金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合の数を乗じた額が利用料金となります

